

令和6年6月25日

令和6年度第3回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和6年6月25日（火）

午後1時30分開会～午後4時25分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階 301 会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定
による届出について

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第14号 農用地利用集積計画の承認について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 令和6年度地区座談会の開催状況について

協議（4） 令和6年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出について

2) 企画

報告（1） 令和6年度大崎市農業委員会農業行政視察研修について

3) 専門委員会

協議（1） 農地委員会の委員長並びに副委員長の選任について

協議（2） 農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選について

協議（3） 農政委員会並びに企画広報委員会の委員長及び副委員長の選任に
ついて

5. 出席農業委員(25名)

1 番 菅 原 ひろみ 委員

2 番 小野寺 正 晃 委員

3 番 布 塚 幸 子 委員

4 番 中 本 奈 美 委員

5 番 白 川 知 則 委員

6 番 高 橋 順 子 委員

7 番 佐々木 ひろ子 委員

8 番 櫻 井 正 幸 委員

9番 齋藤 真理子 委員

11番 佐々木 正彦 委員

13番 高橋 英理子 委員

16番 佐藤 裕之 委員

18番 佐々木 俊通 委員

20番 中森 昭悦 委員

22番 菅原 まり子 委員

24番 中條 泰洋 委員

26番 佐々木 政直 委員

10番 菅原 清一 委員

12番 下山 信行 委員

15番 鈴木 至 委員

17番 佐藤 伸幸 委員

19番 佐々木 大 委員

21番 中鉢 守 委員

23番 今野 久男 委員

25番 熊谷 安正 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

1番 今野 隆之 委員

2番 佐々木 恵美 委員

26番 門間 健 委員

7. 欠席委員(1名)

14番 只埜 和臣 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政直

10. 出席職員

事務局長 竹内 満博

事務局次長 藤本 将寛

事務局長補佐 星 充浩

事務局長補佐 桑添 滋行

主幹兼係長 石垣 佳子

主幹兼係長 今野 春樹

主査 湯山 栄大

主事 鈴木 聖己

主事 千葉 浩汰

主幹 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

再任主査 高橋 清一

午後1時30分開会

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

ただいまから、令和6年度第3回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長から御挨拶をお願いいた

します。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

次に、次第の２議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第８条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、14 番只埜和臣委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第９条の規定により、令和６年度第３回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の３会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日１日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日１日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の４議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。23 番今野久男委員，24 番中條泰洋委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の７審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[報告 1 ～ 3 の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告 1 から報告 3 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。2 番委員

2 番（小野寺正晃委員）

報告 3 番号 7 番について質問させていただきます。3,500 平方メートルの内、200 平方メートルに 2 メートル 50 センチの盛土をすることとなっておりますが、盛土後は何を作り、どのような管理をするのかを教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

ソバを作付けすると伺っております。半年間程で工事が完了する見込みで申請がございました。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員，よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。17 番委員。

17 番（佐藤伸幸委員）

報告 3 番号 5 番について質問させていただきます。工事完了予定年月日が平成元年となっているのは間違いでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

平成元年に現状変更を行い事後申請のため、このような記載となっております。

議長（佐々木政直会長）

17 番委員，よろしいでしょうか。

17 番（佐藤伸幸委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 11 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号 39 番から 49 番までの 11 か件について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 11 号番号 39 番から 49 番までの 11 か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

番号 39 番、40 番について質問させていただきます。譲受人は新規就農とのことですが、営農計画と所有している農機具はございますか。また、10 アール当たりの金額が高いように見受けられますが、その理由について教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

営農計画ですが、仙台市より通作しながら大崎市在住の譲受人の息子と共に、トマト、キュウリ、ナスの苗を栽培し販売する予定です。農機具については、譲受人の息子がトラクター、耕運機、圃場内運搬機、草刈機、噴霧器を所有しております。また、25 年前から野菜の苗作りを行っている譲受人の息子から、技術指導を受けるながら営農するとのことでした。

10 アール当たりの金額につきましては、周辺地域の売買価格の相場に合わせ、譲渡人と譲受人の双方で価格を決めたと同っております。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員、よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。18 番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

番号 46 番，49 番について質問させていただきます。譲受人は新規就農とのことですが，申請地から譲受人の居住地までの距離がかなり離れておりますが，事情等わかれば教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

番号 46 番については，譲受人は宅地を含み農地を購入しており，ジャガイモ，ナス，キュウリ等の野菜，ブドウ，プラム等の果樹を譲渡人より営農指導を受けながら，作付けする予定となっております。

また，番号 49 番についても宅地を含み農地を購入しており，さつま芋，枝豆を三本木在住の親戚より営農指導を受けながら，作付けする予定となっております。今後は購入した居宅に通いながら営農し，約半年間はその居宅に居住する予定と伺っております。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員，よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第 11 号番号 39 番から 49 番までの 11 案件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 11 号番号 39 番から 49 番までの 11 案件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号2番の1案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

6月24日月曜日午前9時より、20番委員、21番委員、22番委員、1番推進委員、2番推進委員、26番推進委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので、調査報告いたします。番号2番を20番委員、報告をお願いします。

20番（中森昭悦委員）

番号2番を報告いたします。転用目的は、自宅進入路、庭として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が山林、南側が畑、北側が宅地でした。申請地の管理状況は、アスファルト舗装されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第12号番号2番について質疑を承ります。質疑ございませんか。

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

すでにアスファルト舗装がなされていたと報告がございましたが、そこに至っ

た経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

申請人より，進入路及び庭として転用したのは申請人の父であり，50 年以上前に行ったと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

50 年以上経過しているとのことですが，非農地証明願の申請に至らなかった理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

農地の転用に伴い，違反転用の状態を解消したいと申出がありました。一部分は分筆しましたが， 番 については分筆を行わず，庭の部分と通路を内面積で申請をいただくこととなりました。今までの農地の一部分のみの使用を確認できる公的な書類がございませんでしたので，非農地証明ではなく転用申請となりました。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

先代の方が自宅進入路を設置し，すでに亡くなっていることですが，無断で転用されたということは事実だと思いますので，申請人より顛末書の提出を求めるのが妥当であると思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。4 番委員。

4 番（中本奈美委員）

位置図の自宅進入路の部分がわかりかねるのですが，説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

位置図左側の申請地の北側の建物が申請人の自宅となっております。そこに行くための通路として、位置図の ■番 ■ から ■番 ■ を通り ■番 ■ までが自宅へ進入するための地形となっております。

議長（佐々木政直会長）

4 番委員。

4 番（中本奈美委員）

■番 ■ の内の 221 平方メートルが庭としての転用でしょうか。■番 ■ も自宅進入路であると思います。また、■番 ■ が何故このような形で自宅進入路になるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

航空写真のとおり、灰色の部分がアスファルト舗装された進入路となっており、■番 ■ につきましては分筆をしてませんので、庭と進入路になっております。

議長（佐々木政直会長）

4 番委員

4 番（中本奈美委員）

アスファルト舗装されていない部分が庭であり、221 平方メートルということでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

■番 ■ の農地以外の部分について 221 平方メートルとのことで申請をいただいております。

議長（佐々木政直会長）

4 番委員

4 番（中本奈美委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので 10 番委員より、審議の経緯をまとめていただきたいと思います。

10 番（菅原清一委員）

番号 2 番について、申請人の父が 50 年以上前にアスファルト舗装をし、すでに亡くなっていることでした。非農地の扱いではないかとのご意見もございましたが、事務局より説明があり分筆をしないことから、転用申請となると説明がありました。今回の審議結果としましては、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

10 番委員のご意見に御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議がないようですので、無断転用である議案第 12 号番号 2 番について、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、無断転用である議案第 12 号番号 2 番の 1 案件について、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 27 番から 37 番の 11 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願いします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

現地調査報告いたします。番号 27 番を 21 番委員，報告をお願いします。

21 番（中鉢守委員）

番号27番を報告いたします。転用目的は，居宅 1 棟，駐車場 5 台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，南側が畑，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は U 字溝へ流し，生活排水は公共下水道を利用することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号28番，29番を 2 番推進委員，報告をお願いします。

2 番（佐々木恵美推進委員）

番号 28 番を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル 192 枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，西側は太陽光発電パネルが設置しており，その他三方が原野でございました。申請地の管理状況は，原野化しておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号 29 番を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル 144 枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，西側が畑，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号30番を 1 番推進委員，報告をお願いします。

1 番（今野隆之推進委員）

番号30番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル180枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が宅地、西側が山林、南側と北側が畑でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号31番を22番委員，報告をお願いします。

22番（菅原まり子委員）

番号31番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟，駐車場7台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が宅地，南側と北側が雑種地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水はU字溝へ流し，生活排水は公共下水道を利用することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号32番を21番委員，報告をお願いします。

21番（中鉢守委員）

番号32番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟，駐車場4台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が宅地，西側と南側が畑，北側が田でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、第1種農地で原則転用不許可だが，居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水はU字溝へ流し，生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号33番を1番推進委員，報告をお願いします。

1番（今野隆之推進委員）

番号33番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟，駐車場4台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側が道路を挟み養護施設，西側と南側が宅

地、北側が山林でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理、生活排水は公共下水道を利用することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 34 番を 20 番委員，報告をお願いします。

20 番（中森昭悦委員）

番号 34 番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 168 枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、北側が畑，その他三方が山林でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 35 番を 22 番委員，報告をお願いします。

22 番（菅原まり子委員）

番号 35 番を報告いたします。転用目的は、駐車場 4 台分，通路として利用するものです。申請地周辺の状況は、四方が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 36 番，37 番を 26 番推進委員，報告をお願いします。

26 番（門間健推進委員）

番号 36 番を報告いたします。転用目的は、居宅 1 棟，駐車場 5 台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方が宅地でございました。申請地の管理状況は、すでに 60 から 70 センチメートル位の土盛りがなされ、擁壁で囲まれておりました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1

種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理、生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号37番を報告いたします。転用目的は、重機機械駐車スペース、購入土置場、敷地内通路として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が宅地、その他三方が山林がございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透とU字溝へ流す処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第13号番号27番から37番までの11か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

番号36番について質問させていただきます。すでに60から70センチメートルの土盛りがなされ、擁壁で囲まれていたと報告がありましたが、そこに至った経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

譲渡人に伺った内容では、このエリアで平成15年に圃場整備事業が始まりましたが、申請地は住宅に囲まれた区域とのことから事業には含まれなかったとのこと。その後、業者より賃借の要請があり、その業者が土盛り及び擁壁で囲む処理を行いました。平成25年頃に業者が廃業し、平成27年に他界しております。それ以来、現状回復が望めず現在に至っているとのこと。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

申請地を貸していた地元の業者の方が土盛りし、すでに亡くなっているとのことですが、無断転用であるため、譲渡人から顛末書の提出を求めるのが妥当であると思います。

議長（佐々木政直会長）

番号36番に関連して、そのほか質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

貸借を結んでいた業者から、農地現状変更届出はあったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

現状変更届の提出の確認は取れておりません。

議長（佐々木政直会長）

5番委員，よろしいでしょうか。

5番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

番号36番に関連して、そのほか質疑ございませんか。16番委員

16番（佐藤裕之委員）

圃場整備事業の残土処理後の土地を譲受けたのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

申請人のからの聞き取りでは、業者に貸した後に、その事業者が盛土をしたとだけ伺っておりますので、どの地域の土を盛土に利用したかはわかりかねます。

議長（佐々木政直会長）

16番委員，よろしいでしょうか。

16番（佐藤裕之委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

地権者である譲渡人が農地を管理する責任があるかと思われますので、18番委員の意見と同様、譲渡人から連名で顛末書の提出が妥当ではないかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、18番委員のご意見に御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

番号36番に関連して、そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号36番の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。23番委員。

23番（今野久男委員）

番号28番、29番の譲受人の住所と位置図に記載されている住所が違う理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

議案書に記載されている住所は本店であり、登記全部事項証明書で確認しております。位置図に記載のある住所は譲受人の会社の首都圏本部となっております。

議長（佐々木政直会長）

23番委員、よろしいでしょうか。

23番（今野久男委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第13号番号27番から37番までの11か件のうち、番号27番から35番と番号37番の10か件を意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第13号番号27番から37番までの11か件のうち、番号27番から35番と番号37番の10か件を意見相当と認め、県に進達いたします。

また、無断転用である番号36番の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで暫時休憩いたします。午後3時15分まで。

〔午後3時から午後3時15分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

議案第14号農用地利用集積計画の承認について、番号118番から286番までの169か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第14号番号118番から286番までの169か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第14号番号118番から286番までの169か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第14号番号118番から286番までの169か件について承認し、市に通知いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次第の8協議事項に入ります。はじめに、農政の報告（1）令和6年度地区座談会の開催状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局（鈴木聖己主事）

〔事務局からの説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局及より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（1）令和6年度地区座談会の開催状況については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、農政の協議（4）令和6年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出について、事務局より説明願います。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

〔事務局からの説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（4）令和6年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（４）令和６年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出については原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の報告（１）令和６年度大崎市農業委員会農業行政視察研修について、事務局より説明願います。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

[事務局からの説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（１）令和６年度大崎市農業委員会農業行政視察研修については、終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、専門委員会の協議（１）農地委員会の委員長並びに副委員長の選任について協議いたします。

農地委員会の委員の所属は、大崎市農業委員会専門委員会規定第３条第２項の規定により、会長及び会長職務代理者を除く委員が所属することになります。よって、農地委員会の委員長並びに副委員長の互選にあたりましては、会長及び会長職務代理者を除く委員からの互選となります。なお、互選にあたりましては、座長をお決めいただき、結果を事務局より報告していただきたいと思います。暫時休憩いたします。

[午後３時40分から午後３時50分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

再開します。

議長（佐々木政直会長）

農地委員会の委員長並びに副委員長が互選されたようなので、事務局より報告していただきます。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

[委員長・副委員長の互選について報告]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より報告がありましたが、報告のとおり選任してよろしいか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、事務局より報告のとおり、農地委員長に 11 番佐々木正彦委員、農地副委員長に 10 番菅原清一委員を選任することに決定します。

議長（佐々木政直会長）

次に専門委員会の協議（２）農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選について協議いたします。

農政委員会並びに企画広報委員会の委員の所属は、大崎農業委員会専門委員会規定第 4 条第 2 項並びに第 5 条第 2 項の規定により、会長、会長職務代理者、農地委員長及び農地副委員長を除く委員が所属することになります。よって、農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選は、会長、会長職務代理者、農地委員長及び副委員長を除く委員での互選となります。

農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選会を開催いたします。これより、農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選会開催にあたり互選管理人の任命についてお諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項の委員である中立委員の互選管理人に桑添滋行事務局長補佐、農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項以外の委員の互選管理人に今野春樹主幹兼係長をそれぞれ任命することに委員の承認を求めます。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ご異議がないようですので、先ほど、申し上げましたとおり、互選管理人を決定いたします。なお、法第 8 条第 6 項の委員及び法第 8 条第 6 項の委員を除く委員の委員会別申合せ定数は、大崎市農業委員会申合せ事項に記載されているとおりであります。それでは、互選会を開催してください。暫時休憩いたします。

〔午後 3 時 55 分から午後 4 時 5 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、互選会が終了したようなので、より、互選会の結果について報告いただきます。なお、こ互選管理人の報告をもって通知といたします。

はじめに、法第8条第6項の委員の互選について、次に、法第8条第6項以外の委員の互選についての順で、報告いただきます。

互選管理人（桑添滋行事務局長補佐）

〔法第8条第6項の委員の互選について別紙のとおり報告〕

互選管理人（今野春樹主幹兼係長）

〔法第8条第6項以外の委員の互選について別紙のとおり報告〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、各互選管理人より報告がありましたが、報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、報告のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に専門委員会の協議（3）農政委員会並びに企画広報委員会の委員長及び副委員長の選任につて協議いたします。

農政委員会並びに企画広報委員会において、それぞれ互選をお願いいたします。なお、互選にあたりましては、委員会毎に座長をお決めいただき、結果を事務局より報告していただきたいと思います。暫時休憩いたします。

〔午後4時15分から午後4時20分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。

議長（佐々木政直会長）

それぞれの委員会の委員長並びに副委員長が互選されたようなので、事務局より報告していただきます。最初に、農政委員会について事務局より報告をお願いいたします。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

[農政委員会の委員長・副委員長の互選について報告]

議長（佐々木政直会長）

次に、企画広報委員会について事務局より報告をお願いいたします。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

[企画広報委員の委員長・副委員長の互選について報告]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、それぞれの委員会について、事務局より報告がありましたが、報告のとおり選任してよろしいか、お諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、事務局より報告のとおり、農政委員長に 24 番中條泰洋委員、農政副委員長に 14 番只埜和臣委員、企画広報委員長に 21 番中鉢守委員、企画広報副委員長に 8 番櫻井正幸委員を選任することに決定します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、各委員長並びに副委員長より、就任の御挨拶を頂戴いたします。最初に、農地委員長の委員にお願いします。

農地委員長（佐々木正彦委員）

[就任の挨拶]

議長（佐々木政直会長）

次に、農地副委員長の委員にお願いします。

農地副委員長（菅原清一委員）

[就任の挨拶]

議長（佐々木政直会長）

次に、農政委員長の委員にお願いします。

農政委員長（中條泰洋委員）

[就任の挨拶]

議長（佐々木政直会長）

次に、農政副委員長の委員にお願いします。

農政副委員長（只埜和臣委員）

[就任の挨拶]

議長（佐々木政直会長）

次に、企画広報委員長の委員にお願いします。

企画広報委員長（中鉢守委員）

〔就任の挨拶〕

議長（佐々木政直会長）

次に、企画広報副委員長の委員にお願いします。

企画広報副委員長（櫻井正幸委員）

〔就任の挨拶〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、各専門委員会の委員長、副委員長の皆様、よろしくお願いします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（竹内満博事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

これをもちまして、令和6年度第3回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時25分閉会

上記の会議の次第を記録し，その正確なことを証するため，ここに署名する。

令和6年6月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 今 野 久 男

委 員 中 條 泰 洋

